

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 5 3 号

平成 27 年 3 月 25 日

水 曜 日

目 次

条 例

- 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 2
- 四日市港管理組合行政手続条例の一部を改正する条例 (総務課) 2
- 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 5
- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 14
- 四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例 (総務課) 18
- 四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例 (港営課) 19

公 告

- 平成 27 年度四日市港管理組合一般会計予算等の公表 (総務課) 20

条 例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 27 年 3 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 1 号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 54 年四日市港管理組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の項中「日額 9,100 円」を「日額 9,190 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 27 年 3 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 2 号

四日市港管理組合行政手続条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合行政手続条例（平成 8 年四日市港管理組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 36 条）」を 「第 4 章 行政指導（第 30 条—
第 5 章 処分等の求め（第 38

第 37 条）
条）」に、「第 5 章」を「第 6 章」に、「第 37 条」を「第 39 条」に、「第 6 章」を

「第 7 章」に、「第 38 条」を「第 40 条」に改める。

第 2 条第 1 項第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 5 章」に改め、同条第 2 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

第 4 条、第 13 条から第 15 条まで、第 22 条第 3 項及び第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、四日市港管理組合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 38 条を第 40 条とする。

第 6 章を第 7 章とする。

第 37 条の見出しを削り、同条を第 39 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 処分等の求め

第 38 条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき

処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する四日市港管理組合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は四日市港管理組合の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第 4 章中第 36 条を第 37 条とし、第 35 条を第 36 条とし、第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第 35 条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした四日市港管理組合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該四日市港管理組合の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 27 年 3 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 3 号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 2 項第 1 号中「100 分の 18」を「100 分の 20」に改め、同項第 2 号中「100 分の 15」を「100 分の 16」に改め、同項第 3 号中「100 分の 12」を「100 分の 15」に改め、同項第 4 号中「100 分の 10」を「100 分の 12」に改め、同項第 5 号中「100 分の 6」を「100 分の 10」に改め、同項第 6 号中「100 分の 3（規則で定める地域及び公署にあつては、100 分の 4）」を「100 分の 6」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 7級地 100分の3（規則で定める地域及び公署にあつては、100分の4.5）

第13条第3項中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、」及び「、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第13条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「5万8,000円」に改め、同条第3項中「特定地方独立行政法人の職員等」の次に「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下この項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び三重県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。）」を、「一般地方独立行政法人等職員等」の次に「（四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和41年四日市港管理組合条例第11号）第7条第5項第2号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第8条の2第1項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。）」を加える。

第19条第1項中「占める職員」の次に「（次項において「管理監督職員」という。）」を、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第25条の2中「支払うべき金額」の次に「並びに四日市港管理組合が職員の居住の用に供する施設（管理者が定めるものに限る。）の貸付料及びその使用に必要な経費に相当する金額」を加える。

附則第9項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 5 条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	

	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
再任職員以外の職員	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			

85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900				
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000					
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300					
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500					
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700					
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000					
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500					
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
94		292,500	340,300							
95		292,900	340,800							
96		293,300	341,200							
97		293,500	341,300							
98		293,800	341,800							
99		294,200	342,200							
100		294,600	342,500							
101		294,800	342,800							
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成 34 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（四日市港管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第 9 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間は、当該額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	100 分の 75
平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	100 分の 50
平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	100 分の 25

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第 9 条第 2 項及び第 21 条第 5 項（給与条例第 22 条第 4 項において準用する場合及び四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年四日市港管理組合条例第 1 号）第 18 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第 9 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年四日市港管理組合条例第 7 号。以下「平成 27 年改正条例」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額及び平成 27 年改正条例附則第 7 項の規定により読み替えて適用する四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年四日市港管理組合条例第 1 号。以下「平成 18 年改正条例」という。）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第 21 条第 5 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成 27 年改正条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額及び平成 27 年改正条例附則第 7 項の規定により読み替えて適用する平成 18 年改正条例附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 7 附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を支給される職員に関する四日市港管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年四日市港管理組合条例第 1 号。以下「平成 18 年改正条例」という。）附則第 8 項から第 10 項までの適用については、平成 18 年改正条例附則第 8 項中「差額に相当する額」とあるのは、「差額に相当する額（給与条例附則第 9 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に 100

分の 98.5 を乗じる前の額とする。) から附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料
(給与条例附則第 9 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5
を乗じる前の額とする。) を減じて得た額」とする。

8 給与条例附則第 9 項の規定が適用される職員 (以下この項において「特定職員」とい
う。) に対する同項の規定による給料月額等に関する特例措置は、次に掲げる額の合計
額が、当該特定職員の給料月額に達しないこととなる職員 (他の職員との均衡を考慮し
て管理者が認める職員を除く。) には適用しない。

(1) 当該特定職員の給料月額からその額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額 (当該特定職員の
給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最
低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特
定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額) を減じて得た額

(2) 平成 18 年改正条例附則第 8 項から第 10 項までの規定により給料として支給される額

(3) 附則第 3 項から第 5 項までの規定により給料として支給される額

9 前項の規定により給与条例附則第 9 項の規定が適用されないこととなった職員 (他の
職員との均衡を考慮して管理者が認める職員を除く。) にあつては、附則第 3 項から第
5 項及び平成 18 年改正条例附則第 8 項から第 10 項までに規定する給料は支給しない。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

10 平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の
表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げ
る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 12 条の 2 第 2 項第 1 号	100 分の 20	100 分の 20 を超えない範 囲内で規則で定める割合
第 12 条の 2 第 2 項第 2 号	100 分の 16	100 分の 16 を超えない範 囲内で規則で定める割合
第 12 条の 2 第 2 項第 3 号	100 分の 15	100 分の 15 を超えない範 囲内で規則で定める割合
第 12 条の 2 第 2 項第 4 号	100 分の 12	100 分の 12 を超えない範 囲内で規則で定める割合

第 12 条の 2 第 2 項第 5 号	100 分の 10	100 分の 10 を超えない範囲内で規則で定める割合
第 12 条の 2 第 2 項第 6 号	100 分の 6	100 分の 6 を超えない範囲内で規則で定める割合
第 12 条の 2 第 2 項第 7 号	100 分の 3 (規則で定める地域及び公署にあつては、100 分の 4.5)	100 分の 3 (規則で定める地域及び公署にあつては、100 分の 4.5) を超えない範囲内で規則で定める割合
第 13 条の 2 第 2 項	3 万円	3 万円を超えない範囲内で規則で定める額

(規則への委任)

- 11 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 27 年 3 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第 4 号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 41 年四日市港管理組合条例第 36 号)

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

現業職員給料表

区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	135,100	176,200	221,100	275,300
	2	135,700	177,700	222,300	277,100
	3	136,300	179,100	223,300	279,000
	4	136,900	180,500	224,000	280,700
	5	137,600	182,000	225,300	282,500
	6	138,700	183,400	226,600	284,700
	7	139,900	184,800	227,900	286,800
	8	141,000	186,200	229,100	289,000
	9	142,100	187,700	230,300	291,000
	10	143,200	189,500	232,000	293,000
	11	144,300	191,300	233,600	295,100
	12	145,400	193,100	235,200	297,100
	13	146,500	194,700	236,800	299,200
	14	147,900	196,500	238,400	301,300
	15	149,200	198,300	240,000	303,300
	16	150,500	200,100	241,600	305,400
	17	151,800	201,800	243,200	307,200
	18	153,300	203,600	244,700	309,300
	19	154,800	205,400	246,200	311,400
	20	156,400	207,200	247,700	313,400
	21	157,700	208,600	249,200	315,400
	22	159,200	210,400	251,100	317,400
	23	160,700	212,100	252,900	319,500
	24	162,200	213,900	254,700	321,600
	25	163,600	215,600	256,400	323,100
	26	166,300	217,300	258,300	325,100
	27	168,900	219,000	260,200	327,100
	28	171,500	220,600	261,900	329,200
	29	174,200	222,200	263,900	331,100
	30	175,900	223,900	265,800	333,000
	31	177,600	225,600	267,600	335,000
	32	179,300	227,200	269,500	336,900
	33	180,800	228,700	271,200	338,800
	34	182,600	230,300	273,100	340,700

35	184,400	231,800	275,000	342,500
36	186,100	233,200	276,800	344,400
37	187,700	234,600	278,500	345,900
38	189,200	235,800	280,400	347,300
39	190,700	237,000	282,200	348,800
40	192,200	238,300	284,100	350,300
41	193,500	239,600	285,800	351,900
42	194,800	241,000	287,500	352,700
43	196,100	242,300	289,300	353,900
44	197,400	243,600	291,100	354,900
45	198,700	244,600	292,800	355,800
46	200,000	246,100	294,500	356,900
47	201,300	247,700	296,200	357,800
48	202,600	249,200	297,800	358,900
49	203,800	250,600	299,500	359,800
50	205,100	251,500	301,200	360,500
51	206,400	252,300	302,800	361,200
52	207,700	253,100	304,500	361,900
53	208,800	253,700	305,700	362,300
54	209,900	254,900	307,200	362,900
55	211,000	256,100	308,800	363,600
56	212,100	257,200	310,400	364,300
57	213,300	258,400	312,000	364,600
58	214,300	259,600	313,600	365,300
59	215,300	260,800	315,200	366,000
60	216,300	262,000	316,700	366,700
61	217,100	263,000	318,200	367,000
62	217,900	264,200	319,400	367,600
63	218,800	265,400	320,600	368,300
64	219,700	266,600	321,800	368,900
65	220,400	267,400	322,500	369,200
66	221,700	268,500	324,500	369,800
67	223,000	269,600	326,800	370,500
68	224,300	270,700	329,000	371,100
69	225,200	271,800	331,300	371,500
70	226,400	272,800	333,200	372,000
71	227,600	273,900	335,500	372,600
72	228,800	275,000	337,600	373,100
73	230,000	275,800	339,600	373,600
74	231,200	276,700	340,700	374,200

再任
用職員
以外の
職員

75	232,400	277,500	341,800	374,700
76	233,600	278,400	342,800	375,000
77	234,800	279,300	344,000	375,400
78	236,000	280,100	345,000	375,900
79	237,200	280,900	345,900	376,300
80	238,300	281,700	346,800	376,700
81	239,400	282,500	347,800	377,100
82	240,400	283,300	348,700	377,600
83	241,400	284,100	349,600	378,000
84	242,400	284,900	350,400	378,400
85	243,500	285,600	351,000	378,700
86	244,500	285,900	351,800	379,200
87	245,400	286,500	352,700	379,700
88	246,400	287,000	353,600	380,300
89	247,400	287,400	354,500	381,000
90	248,300	287,700	355,400	381,500
91	249,200	288,300	356,200	382,100
92	250,100	288,600	356,800	382,700
93	251,000	289,000	357,400	383,400
94	251,800	289,600	358,300	383,600
95	252,600	290,200	359,200	383,800
96	253,400	290,800	360,100	384,400
97	254,200	291,100	360,400	385,000
98	254,800		361,300	385,200
99	255,400		362,100	385,700
100	256,000		363,000	386,300
101	256,400		363,300	386,600
102	256,900		364,200	387,100
103	257,400		365,000	387,700
104	257,900		365,800	387,900
105	258,500		366,200	388,500
106	259,000		367,000	388,700
107	259,500		367,500	389,100
108	260,000		368,400	389,700
109	260,400		368,700	390,400
110	260,700		369,600	390,700
111	261,000		370,100	391,200
112	261,300		370,900	391,600
113	261,500		371,500	391,900
114	261,900		372,200	

115	262,300		372,900	
116	262,700		373,700	
117	262,900		374,400	
118			375,000	
119			375,600	
120			376,200	
121			376,600	
122			377,200	
123			377,800	
124			378,400	
125			378,600	
126			379,100	
127			379,600	
128			380,200	
129			380,400	
130			380,900	
131			381,500	
132			382,100	
133			382,300	
134			382,600	
135			383,200	
136			383,800	
137			384,300	
再任用職員	185,400	212,900	239,000	272,300

備考(1) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(2) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 27 年 3 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 5 号

四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 第 1 項第 1 号中「5 万 4, 150 円」を「7 万 4 千 000 円」に改め、同項第 2 号中「5 万円」を「6 万 5, 000 円」に改め、同項第 3 号中「4 万 5, 850 円」を「5 万 9, 550 円」に改め、同項第 4 号中「4 万 1, 700 円」を「5 万 4, 150 円」に改め、同項第 5 号中「3 万 3, 350 円」を「4 万 3, 350 円」に改め、同項第 6 号中「2 万 5, 000 円」を「3 万 2, 500 円」に改め、同項第 7 号中「2 万 8 千 500 円」を「2 万 7, 100 円」に改め、同項第 8 号中「1 万 6, 700 円」を「2 万 1, 700 円」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項柱書中「及び第 2 項」を削り、同項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項を同条第 4 項とする。

第 7 条第 5 項第 2 号中「第 55 条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

第 10 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第 12 項中「第 63 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 5 項第 2 号、第 10 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 27 年 3 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 6 号

四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合港湾施設条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「管理者の許可を得たとき」の次に「、又は貸付施設（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 55 条第 4 項並びに港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 9 号）附則第 3 条第 6 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 条の規定による改正前の港湾法第 55 条第 4 項の規定により貸し付けられた港湾施設をいう。以下同じ。）において貸付施設の貸付けを受けた者（次項及び第 3 項において「借受者」という。）が第 2 号及び第 5 号に掲げる行為をするとき」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 貸付施設において借受者以外の者が前項第 2 号及び第 5 号に掲げる行為をする場合の同項ただし書の規定の適用については、当該借受者の承認を受けたことをもって同項ただし書の管理者の許可を得たものとみなす。
- 3 前項の場合において、借受者は別に定める承認基準を遵守しなければならない。

第 5 条第 1 項中「特定国際コンテナ埠頭（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 55 条第 4 項の規定により貸し付けられた港湾施設をいう。以下同じ。）」を「貸付施設」に改める。

第 6 条第 1 項中「特定国際コンテナ埠頭」を「貸付施設」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

平成 27 年度四日市港管理組合一般会計予算等が平成 27 年 3 月 24 日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 27 年 3 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

平成 27 年度四日市港管理組合一般会計予算

平成 27 年度四日市港管理組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,666,581 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 3,221,373
	1 負担金	3,221,373
2 使用料及び手数料		558,165
	1 使用料	558,165
3 国庫支出金		325,500
	1 国庫負担金	228,750
	2 国庫補助金	96,750
4 財産収入		10,577
	1 財産運用収入	10,517
	2 財産売却収入	60
5 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
6 諸収入		26,966
	1 組合預金利子	471
	2 受託事業収入	910
	3 雑入	25,585
7 組合債		2,494,000
	1 組合債	2,494,000
歳 入	合 計	6,666,581

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 18,937
	1 議会費	18,937
2 総務費		718,839
	1 総務費	709,160
	2 統計調査費	910
	3 監査委員費	8,769
3 港湾管理費		715,527
	1 港湾管理費	715,527
4 港湾建設費		2,869,280
	1 港湾建設費	2,869,280
5 公債費		2,342,998
	1 公債費	2,342,998
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,666,581

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成28年度～平成32年度	千円 1,080
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成28年度～平成32年度	31,579

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
国補港湾改修事業費	千円 55,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本整備総合交付金事業費	316,000	〃	〃	〃
一般管理費	19,000	〃	〃	〃
港湾施設管理費	6,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	221,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	58,000	〃	〃	〃
清掃船建造費	139,000	〃	〃	〃
国直轄事業負担金	1,680,000	〃	〃	〃
計	2,494,000			

平成 27 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算

平成 27 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,028,818 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		1,550,573
	1 使用料	1,550,573
2 財産収入		554,363
	1 財産運用収入	554,363
3 繰入金		301,964
	1 基金繰入金	301,964
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		28,918
	1 組合預金利子	272
	2 雑入	28,646
6 組合債		1,573,000
	1 組合債	1,573,000
歳 入	合 計	4,028,818

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 管理費		709,149
	1 施設管理総務費	428,215
	2 施設管理費	146,971
	3 ひき船事業費	133,963
2 建設事業費		1,662,205
	1 建設事業費	1,662,205
3 公債費		1,657,464
	1 公債費	1,657,464
歳 出	合 計	4,028,818

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成28年度～平成32年度	千円 1,080
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成28年度～平成32年度	31,579

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
港湾施設改修費	千円 237,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
霞ヶ浦南ふ頭荷役機械建設事業費	386,000	〃	〃	〃
霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業費	423,000	〃	〃	〃
霞ヶ浦北ふ頭荷役機械建設事業費	527,000	〃	〃	〃
計	1,573,000			

平成 26 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 222,010 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,894,252 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		3,368,753	△ 46,493	3,322,260
	1 負担金	3,368,753	△ 46,493	3,322,260
2 使用料及び手数料		595,068	5,417	600,485
	1 使用料	595,068	5,417	600,485
3 国庫支出金		416,250	△ 83,000	333,250
	1 国庫負担金	335,000	△ 63,000	272,000
	2 国庫補助金	81,250	△ 20,000	61,250
4 財産収入		74	19	93
	1 財産運用収入	14	19	33
6 諸収入		20,272	47	20,319
	1 組合預金利子	550	47	597
7 組合債		1,645,000	△ 98,000	1,547,000
	1 組合債	1,645,000	△ 98,000	1,547,000
歳 入	合 計	6,116,262	△ 222,010	5,894,252

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		19,123	△ 450	18,673
	1 議会費	19,123	△ 450	18,673
2 総務費		750,973	△ 18,981	731,992
	1 総務費	741,235	△ 18,728	722,507
	3 監査委員費	8,828	△ 253	8,575
3 港湾管理費		679,636	△ 63,418	616,218
	1 港湾管理費	679,636	△ 63,418	616,218
4 港湾建設費		2,141,723	△ 139,161	2,002,562
	1 港湾建設費	2,141,723	△ 139,161	2,002,562
歳 出	合 計	6,116,262	△ 222,010	5,894,252

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務費	企画調査費	千円 13,100
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾管理費	3,410
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持補修費	63,107
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本整備 社 会 資 本 整 備 社 合 交 付 金 事 業 費	231,348

第 3 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国 補 港 湾 改 修 事 業 費	千円 192,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。	千円 146,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。
社会資本整備 総合交付金 事業費	220,000	〃	〃	〃	176,000	〃	〃	〃
港湾施設 維持補修費	139,000	〃	〃	〃	79,000	〃	〃	〃
国直轄事業 負担金	1,073,000	〃	〃	〃	1,125,000	〃	〃	〃

平成 26 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 99,655 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,398,786 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	1,737,785	76,002	1,813,787
	1 使用料	1,737,785	76,002	1,813,787
2	財産収入	431,876	2,338	434,214
	1 財産運用収入	397,257	2,338	399,595
3	繰入金	334,444	△ 158,313	176,131
	1 基金繰入金	334,444	△ 158,313	176,131
5	諸収入	62,524	12,318	74,842
	1 組合預金利子	396	△ 67	329
	2 雑入	62,128	12,385	74,513
6	組合債	890,000	△ 32,000	858,000
	1 組合債	890,000	△ 32,000	858,000
	歳 入 合 計	3,498,441	△ 99,655	3,398,786

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	管理費	739,652	△ 38,272	701,380
	1 施設管理総務費	402,449	△ 14,758	387,691
	2 施設管理費	204,796	△ 40,202	164,594
	3 ひき船事業費	132,407	16,688	149,095
2	建設事業費	996,070	△ 61,383	934,687
	1 建設事業費	996,070	△ 61,383	934,687
3	公債費	1,762,719	0	1,762,719
	1 公債費	1,762,719	0	1,762,719
	歳 出 合 計	3,498,441	△ 99,655	3,398,786

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 管理費	1 施設管理総務費	四日市港事業調査費	千円 9,666
2 建設事業費	1 建設事業費	施設改修費	22,769
2 建設事業費	1 建設事業費	霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業費	221,154

第 3 表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設 改修費	千円 64,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。	千円 63,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。
霞ヶ浦南ふ 頭荷役機械 建設事業費	403,000	〃	〃	〃	381,000	〃	〃	〃
霞ヶ浦北 ふ頭土地 造成事業費	423,000	〃	〃	〃	414,000	〃	〃	〃

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載して
います。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>